

報告 2

三次市立小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 25 条第 3 項の規定により，三次市立小中学校県費負担教職員の自家用車公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令について，別紙のとおり報告します。

令和 3 年 3 月 22 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由